

空き家を取得して使える補助金

制度概要

氷見市では、令和6年能登半島地震で被災した市民が市内の空き家を購入した場合や、氷見市へ転入した人が住まいを取得した場合などに、使える補助金があります。

それぞれの場合ごとに要件がありますので、いくつかご紹介します。
※詳しくは、お問い合わせください。

① 被災者の人※が使える補助制度

※令和6年能登半島地震による市内在住の被災者

(「り災証明書」で全壊、大規模半壊、中規模半壊及び半壊の認定を受けた人もしくは市から応急住宅の提供を受けている(いた)人)

- 市内の空き家を購入すると**住宅リフォーム補助金**が使える (→③参照)
(補助率1/2 限度額100万円)
- 場合によっては**マイホーム補助金**が使える (→④参照)

② 移住者の人※が使える補助制度

※転入日から2年以内で、転入前の1年間に氷見市に住んでいなかった人

- マイホーム補助金**が使える (※新築の場合も。④参照)
- 空き家を購入すると**住宅リフォーム補助金**が使える (→③参照)
- その他、**住宅取得以外も含めて各種補助・支援金**あり (④・⑤参照)
(※転入日から半年以内の要件や、富山県の補助制度等もありますので、お問い合わせください。)

③ 住宅リフォーム支援補助金について

市内在住で、次のいずれかに該当する場合

- 移住者(②の※)が自ら居住するため空き家を取得してリフォーム
- リフォームした住宅で三世帯同居(以前から三世帯同居している場合は、次の場合に限る)
ア) 工事完成日の前後1年以内に出生または転居により新たに三世帯となった
イ) // 婚姻した最も若年世代の夫婦が同居している
ウ) // 最も若年世代の夫婦が新たに世帯に属することとなった
- 被災者(①の※)が自ら居住するため空き家を取得してリフォーム

【補助率と補助限度額】

区分	限度額	
	転入者・被災者	市内在住者
住宅リフォーム支援補助金【補助率1/2】	100万円	50万円 (新たに三世帯同居する世帯)

(※対象外の工事や申請の期限、3年以内の転出等で補助金返還などの条件があります。詳しくはホームページをご覧ください。)

④ 定住マイホーム取得支援補助金について

移住者（②の※）または市内居住者で、以下の要件を満たす人が住居を新築または購入した場合
【補助率と限度額】

区分	転入者	市内在住者
・子育て世帯① ※「中学生以下の子供と同居」 ・新婚世帯②	100万円	20万円
・医療・介護・保育人材③		—
・上記①～③以外の方	50万円	—
・居住誘導区域内	10万円	10万円
・三世代同居補助 (三世代近居補助)	30万円 (10万円)	30万円 (10万円)
《補助率と最大限度額》 ・新築又は新築取得費用の1/10以内 ・中古住宅(当該住宅の土地を含む。)取得費用の1/2以内	140万円	60万円

(※申請の期限は取得から1年以内。新築の場合、国の補助金を使う際に併用できない場合があります。
詳しくはホームページをご覧ください。)

⑤ その他の補助金について（移住者向け）

- 移住世帯生活応援金（転入して半年以内の、子育て・新婚・30歳未満・医療介護保育人材の人）
10万円の電子地域通貨
 - 定住促進賃貸住宅家賃補助金（子育て・新婚・30歳未満・医療介護保育人材の人）
転入の月または翌月から2年間の家賃 限度額2万円/月（住宅手当等を除く）
 - 移住者自動車運転支援補助金（移住者（②の※）の自動車講習費用を補助）
限度額7千円×2回分
 - 移住支援金（東京23区から就業その他一定の条件で移住した人）
単身60万円、世帯100万円+加算額
 - 空き家利活用モデル支援事業費補助金（富山県と合わせた制度。県外から転入して5年以内・転入予定の人及びそれらの人が居住するため改修しようとする民間事業者が、伝統的家屋等を改修する場合等）
補助率2/3 限度額100万円 など
- (※それぞれ条件等が異なります。詳しくはホームページをご覧ください。)

⑥ その他の補助金について（所有者等向け）

- 空き家優良物件化支援補助金（空き家を賃貸または転貸しようとする人が、空き家のリフォームや家財撤去を行った場合に交付。ただし、10年間は氷見市空き家情報バンクに登録し、移住者（②の※）に賃貸することが条件。）
補助率1/2 限度額300万円
(※対象外の工事や、要件に違反した場合に補助金の返還などの条件があります。詳しくはホームページをご覧ください。)
- 空き家情報バンク登録促進奨励金（空き家を賃貸物件として登録したとき、移住者と成約したときに交付） 登録時2万円 成約時3万円
- まちなか地区居住支援補助金（まちなか地区（住居表示が実施されている区域のうちの都市計画用途地域）において、居住している建物の敷地に隣接する土地を購入した人と売却した人に交付）
補助率 売買価格の1/2 限度額 購入者20万円、売却者10万円 ※所有権移転の2年以内

お問い合わせ

氷見市移住定住推進課

☎0766-74-8075

E-mail : ijuteiju@city.himi.lg.jp